

日医発第1135号(健 I) 令和4年9月13日

都道府県医師会 産業保健担当理事 殿

公益社団法人 日本医師会 常任理事 神村裕子 (公印省略)

新たな化学物質規制に関するリーフレット及び 事業者向けオンライン講習会の案内について(情報提供)

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

化学物質による労働災害防止のための新たな規制へと移行するため、令和4年6月9日付日医発第510号にて、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令等の施行を通知しております。

今般、厚生労働省より、上記規制の概要をまとめたリーフレット及び、化学物質を取り扱う事業者等に向けたオンライン講習会の実施案内の周知協力の依頼がありました。

つきましては、本内容の趣旨をご理解の上、貴会会員ならびに貴会関係郡区 医師会等への周知方につきまして、特段のご高配を賜わりますようお願い申し 上げます。

【オンライン講習会】

第1回 9月26日 (月) 14:00~16:30 第2回 10月3日 (月) 14:00~16:30 第3回 10月17日 (月) 14:00~16:30

※いずれも後日、厚生労働省ホームページにてセミナー動画を配信予定

申し込み・詳細案内ページ

https://www.mizuho-rt.co.jp/seminar/info/2022/sds-ra.html

厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課 (「ラベル・SDS活用促進事業B(普及)」委託元) みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社

新たな化学物質規制に関するリーフレット及び 事業者向けオンライン講習会の案内資料の周知に向けたご協力のお願い

拝啓 時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、日頃より、労働安全衛生に関するご理解ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。さて、厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課ではこの度、新たな化学物質規制の周知啓発を目的として、規制の概要をまとめたリーフレットを作成するとともに、化学物質を取り扱う事業者等に向けたオンライン講習会の実施を決定いたしました(委託先:みずほリサーチ&テクノロジーズ)。新たな化学物質規制は、労働災害を防止するために段階的に導入されるもので、その内容を事業者の方々にその内容を正しくご理解頂くことが極めて重要です。

こうした事情を踏まえ、同封いたしましたリーフレットと講習会の案内資料につき、より 多くの方々にご覧頂けるようご協力を賜りたく、どうぞよろしくお願い申し上げます。

【お願い事項】周知に際しては、以下の方法等によってご協力を賜わることができれば 幸いです。

【主な周知方法(例)】

- 同封したリーフレット・講習会案内資料の配布 (関係団体→事業者、労働局→労働基準監督署)
- 貴機関の Web ページへの掲載
- 貴機関が発行するメールマガジンへの掲載
- メーリングリストなどを活用した情報の配信
- その他、事業者への訪問時の紹介など

敬具

同封した講習会の案内資料は、参加申し込み用サイトに電子媒体を掲載しておりますので、必要に応じ ご活用いただけると幸いです。(下記ページの「ご案内パンフレット」を御確認ください。)

● 新たな化学物質規制を踏まえた自律的な化学物質管理促進セミナー

参加申し込み用サイト(みずほりサーチ&テウノロジーズ)

https://www.mizuho-rt.co.jp/seminar/info/2022/sds-ra.html

本件に関するご質問については、下記の委託先(みずほリサーチ&テクノロジーズ)に お問い合わせ下さい。

【問い合わせ先】

みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社

サステナビリティコンサルティング第2部 環境リスクチーム

(担当:庭野、福山、堀)

電話: 03-5281-5491 (平日 10 時~17 時) e-mail: env_risk_seminar@mizuho-rt.co.jp

※テレワーク推進中につき、極力電子メールでのお問い合わせをお願い申し上げます。

新たな化字物質規制に関するチェックリスト

新たな化学物質規制への移行に向け、チェックリストの各項目を参考に、 施行期日までに対応できるよう、準備を進めましょう。

	(3) ※令和7 年以降む 開次追加	0	0	©, @	0	0	3	3,3	0	0	@	(9	6	60	0	Θ	0	3	ම	8	0	4	9	0
チェック					0																				
區區	第 ラベル表示や安全データシート (SDS) 等による通知、リスクアセスメントの実施をしおけれ ばならない化学物質 (リスクアセスメント対象物) が、「国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質」へと拡大することを知っていますか?	リスクアセスメント対象物について、労働者のばく陽が昇低限となるように措置を講じていますか?	Sex.	措置内容や成(場について、労働者の意見を聞いて記録を作成し、保存していますか? (保存期間はがA原性物質が30年、その他は3年)	リスクアセスメント対象物以外の物質もば、議を最小限に抑える努力をしていますか?	1000	上記以外の物質の製造・和り扱いに懈しても、労働者に保護具を着用させるよう努力してい ますか? (明らかに健康障害を起こすおそれがない物質は除く)	衛生委員会で、自律的な管理の実施状況の調査審議を行っていますか?	化学物質を扱う事業場で、1年以内に2人以上の労働者が同種のがんに罹患した2とを把握したとさは、業務起因性に2017、医師の意見を聞いていますか? 医師に意見を聞いて業務起因性が疑われた場合は、労働局長に報告していますか?	リスクアセスメントの結果及びJスク低級措置の内容等について記録を作成し、保存していますか? (最低3年、もしくは次のJスクアセスメントが3年以降であれば次のJスクアセスメント実施まで)		リスクアセスメントの結果に基づき、必要があると認める場合は、リスクアセスメント対象物に係る医師又は歯科医師による健康診断を実施し、その記録を保存していますか?(保存期間はが小原性物質が30年、その他は5年)	課度基準値表超えてばが弱したおそれがある場合は、速やがに医師又は歯科医師による健康診断を実施し、その記録を保存していますか?〈保存期間はがA原性物質が30年、その他は5年)	化学物質管理者を選任していますか?	(労働者に保護具を使用させる場合)保護具者用管理責任者を選任していますか?	雇入れ時等の教育で、取り扱う化学物質に関する危険有害性の教育を実施していますか?	SDS情報の通知手段として、ホームページのアドノスや二次元コード等が認められるようになったことを知っていますか?	5年以内ごとに1回、SDSの変更が必要かを確認し、変更が必要な場合には、1年以内に 更新して服客なごご登知していますか?	SDS記載事項に、「想定される用途及び当該用途における使用上の注意」を記載していますか?	SDS記載の成分の含有量を10%刻みではなく、重量%で記載していますか? ※含有量に幅があるものは、濃度範囲による表記も可。	リスクアセスメント対象物を他の容器に移し替えて保管する際に、ラベル表示や文書の交付等により、内容物の名称や危険性・有害性情報を伝達していますが?	労働局長から管理が長砂と認められた事業場は、特別規則の適用物質の管理を自律的な 管理とすることができることをを知っていますか?	-	指置を実施しても区分が変わらない場合や、個人サンプリング測定やその結果に応じた保護 具の使用等を行ったうえで、労働基準監督署に届け出ていますか?	作業環境測定等の結果に基づいて、特殊健康診断の頻度が緩和されることを知っています か?
III	ラベル表示・SDS等 による通知の 義務対象物質		リスクアセスメント 計算者に配する	対象ならある。事業者の直然		皮膚等障害化学	物質等への 直接接触の防止	衛生委員会の 付議事項	がん等の把握強化	リスクアセスメント 結果等の記録	労働災害発生 事業場等への 指示	2010年7月	1000年	化学物配 管理者	保護具着用管理責任者	雇い入れ時数育	SDS通知方法の 柔軟化	「人体に及ぼす作用」の確認・更新	SDS:番組書II	追加等	別容器等での保管	何別規則の 適用除外	作業環境測定結	木が来3号44位万 の事業場	等化則、有機則、 発則、 四アルキル則 特殊健康診断 が
関係条項	安衛令 別表第9		女徳則	2577米の3		収海回	第594条の2 第594条の3	安衛則 第22条	交換則 第97条の2	女徳則 第34条の2の8	安衛則 第34条の2の10	安衛別 第577条の2第	3項か5第5項、 第8項、第9項	安徳則 第12条の5	安衛則 第12条の6	安衛則 第35条	女領則 第24条の15 第1項・第3項、 第34条の2の3	女徳則 第24条の15第2 頃・第3項、第 34条の2の5第 2頃・第3頃	安衛別 第24条の15第1	項、第34条の2 の4、第34条の 2の6	安衛則 第33条の2	特化則、有機則、 給則、 物じん則	100	報じん則	特化則、有機則、 舒則、 四アルキル則
分間					7	是作品	多阿利		体系のI	見直し				₩ ₩	確心 第43	₽6 		情報伝達		Toronto.		417:	₩(3名	*

規制の変更が2段端に分けて実施される項目もある。 (3,2022年(令和4年)5月31日(施行済) (3,2023年(今和5年)4月1日 (3,2024年(令和6年)4月1日

評鑑はこちの

P4 8

労働者が安全に働くために 職場における

146 140 뼇

ました する 扩设正 **⟨**F 以他 迷 年末の関 No. 4 中

メントの実施義務対象物質が大幅 ラベル・SDSの伝達や、リスクアセス (ご増加します※1

以下とすることが義務付けられます※2 リスクアセスメント結果を踏まえ、労 働者がば、露される濃度を基準値

POINT

の確立が求められます(化学物質管理者 自律的な管理に向けた実施体制 の選任、リスクアセスメント結果等の記録作成・保存等)

が求められます※3

に、適切な保護具を使用させること 化学物質を製造·取り扱う労働者

者の主体的な取組が求められます ラベル・SDS の伝達やリスクアセスメントの実施がこれまで以上に重要になります これまで以上に事



リスクアセスメントの実施



リスク低高措置の実施

見直し後の化学物質規制

自律的な管理が今後の規制の基軸になります

これまでの化学物質規制

国のGHS分類により危険性・有 害性が確認された全ての物質 ラベド・SDSによる伝達義務 約2,900物理 14.747-SDS作成等の物質) 有害性に関する情報量 (無/在子/15) 4個別具体的な措置 特化則·有機則等 製造・使用等の禁止

∞ E

国によるGHS

数万物質

未分類物質

伝達努力業務

実施努力業務

リスクアセスメント実施義務

(具体的な措置基準なし) 一般的な措置義務 示されている危険・有害な物質 許容濃度又は式露限界値が 自主管理が困難で有害性が高い物質

ばく露を最小限度 する器力複響 ばく露を基準 ばく露を最小限 以下とする義務 度にする義務

義務·努力義務

適切な保護眼鏡、保護手袋、保護衣等の使用 このリーファットは、「労働安全衛生法施行令の一節を改正する政令(令和 4 年政令第51号) II 労働安全衛生規則等の一部を改正する省令(令和4年序生労働省令第91号) I 等の主要な水路を分かりやす / 解説することを目的としたものです。改正の評価については、これらの政令、省令をご確認がたさい。

GHS分類で危険有害性に該当しない物質

危険有害性がある物質

数加加国

GHS分類で

リスクアセスメント機器 ≥SDS-11∨€ 674

(2) 厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

ラベル・SDS通知、リスクアセスメント対象物質が大幅に増加します

改正前

674物質

改下後(順次追加後)

国がGHS分類済約2900物質 + 以降新たに分類する物質

(リスクアセスメント対象 □、国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質を順次追加します SDS等による通知とリスクアセスメント実施の義務の対象となる物質 ラベル表示、

R4年2月改正・R6年4月施行 発が小性、生殖細胞変異原性、生殖 毒性、急性毒性のカテゴリーで区分1 こ分類された234物質が義務対象に

R4年度中改正・R7年4月施行予定 左記以外のカテゴリーで区分1に分類 された約700物質を義務対象に追加

R5年度中改正・R8年4月施行予定 健康有害性のカテゴリーで区分 2 以下 又は物理化学的危険性の区分に分 類された約850物質を義務対象に追 加予定。

16 リスクアセスメント結果に基づくば、露低減措置が求められ

労働者がば〈露される程度を最小限度とすることや、濃度基準の遵守か義務付けられます

リスクアセスメント結果を踏まえ、**労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される程度を最小限度にす** ることが義務付けられます

さらに、厚生労働大臣が定める物質(濃度基準値設定物質)は、リスクアセスメント結果を踏まえ**労働** 者がばく露される濃度を基準値以下とすることが義務付けられます

ポイント・

(個人ばく露測定、簡易測定法等)を組み合わせて行うことが効果的です スクアセスメントやばく露任、城措置では、**濃度基準値以下であるか**を必ず確 認しましょう。その際、推定ツール(CREATE-SIMPLE等)や、実測法

ボイント

(ACGIH) のばく露眼界値」等を参考に、当該濃度以下とするよう努めま 度基準値が定められていない物質は、「米国政府労働衛生専門家会議



個人は〈露測定

よく露低減に向け適切な手段を事業者自らか選択します

リスクアセスメント結果を踏まえ、ばく露低減に向けた適切な手段を**事業者自らが選択の上、実施します。**





作業方法 の改善

有効な呼吸用 保護具の使用

その他、必要に応じて医師等が必要と認める項目の健康診断を行い、その結果に基づき必要な措置や、 ※がん原性物質は30年間保存 健康診断の記録を作成し、5年間保存※することが義務付けられます。

リスクアセスメント結果等に関する記録の作成・保存や、労働者の意見聴取が義務付けられます

スクアセスメントの結果と、ばく露低減措置の内容等は、関係労働者に周知するとともに、 **記録を作成し、** また、措置の内容と労働者のば〈露の状況を、**労働者の意見を聴く機会を設け、記録を作成し、3年間 保存※する**ことが義務付けられます。 ※がん原性物質は30年間保存 次のリスクアセスメント実施までの期間(ただし、最低3年間)保存することが義務付けられます

皮膚等への障害防止のため、保護具の適切な着用が求められます

文膚等への障害を引き起こしうる化学物質を製造・取扱う業務に労働者を従事させる場合、物質の有 **害性に応じて、労働者に障害等防止用保護具を使用**させなければなりません。



皮膚·眼刺激性 皮膚腐食性

OX

※健康障害を起こすおそれのあることが明らかな物質:**義務** ※上記を除き、健康障害を起こすおそれがないことが明らかなもの以外の物質:**努力義務**

皮膚から吸収され健康障害を 引き起こしうる化学物質

化学物質の種類や取扱い内 容により適切な保護具は異 ボイントニ

なります。必ず確認しましょう。

SDS等による情報伝達が強化されます

SDSの記載項目の追加や、定期確認・更新が必要になります

- 通知事項に「想定される用途 及び当該用途における使用 上の注意」が追加されます。
- として、重量%の記載が 成分の含有量は、原則 必要になります。
- 更新することが義務付けられます。 (5年以内ごとに1回) に確認 「人体に及ぼす作用」を定期的

化学物質を事業場内で別容器で保管する際も情報伝達が必要になります

下記のような場合も、ラベル表示・文書の交付等の方法による、内 容物の名称やその危険・有害性情報の伝達が義務付けられます。

自ら製造したリスクアセスメント対象物を容器に入れて保管する場合 ✓ リスクアセスメント対象物を他の容器に移し替えて保管する場合



ド等でのSDS通知が可能になります 電子メールや二次元コー

SDSの通知手段は、譲渡提供をする相手方 ば、事前に相手方の承諾を得なくても採用 可能になります。 がその通知を容易に確認できる方法であれ







律的管理に向けた実施体制の確立が求められます

L学物質管理者等の選任が義務化されます

ノスクアセスメント対象物を製造・取扱い・譲渡提供する事業者は、化学物質管理者の選任が義務化されます。

化学物質管理に関わる業務を適切に実施できる能力を有する者

専門的講習の修了者 リスクアセスメント対象物の製造事業場 上記以外の事業場

資格要件なし(専門的講習の受講を推奨)

トの実施管理、ばく露防止措置の実施 管理や、化学物質の自律的な管理に ラベル・SDS等の確認、リスクアセスメン 関わる各種対応等 また、リスクアセスメント結果に基づき労働者に保護具を使用させる事業場では、「**保護具着用管理責任者」 を選任**し、有効な保護具の選択、使用状況の管理等に関わる業務に従事させることが義務付けられます

衛生委員会の付議事項が追加されます

衛生委員会の付議事項に下記を追加し、自律的 な管理の実施状況の調査審議を義務付けます 一部の業種は除外

部の業種は省略されていた雇入れ時の危険有 害作業に関する教育について、省略規定を廃止。

雇い入れ時における化学物質の安全衛生に

関する教育が全業種で必要になります





【オンライン開催】 参加費無料

【令和4年度ラベル・SDS活用促進事業B(普及)事業】

新たな化学物質規制を踏まえた 自律的な化学物質管理促進セミナー

2022

9,26 月 10,3 月 10,17 月

14:00~16:30

【事前申込制】定員各回1,000名

(第1回) (第2回) (第3回)

令和4年2月及び5月に労働安全衛生法の関係政省令が改正されたことにより、職場における化学物質管 理は、以下のように変わります。

- ・ラベル・SDSの伝達や、リスクアセスメントの実施義務対象物質が大幅に増加
- ・濃度基準値設定物質のばく露濃度を基準値以下とすることが義務付けられる
- ・化学物質を製造・取り扱う労働者に、適切な保護具を使用させることが求められる
- ・自律的な管理に向けた実施体制の確立が求められる

本セミナーでは、事業者の皆様の立場に応じた3つのプログラムを設け、新たな化学物質規制についての理 解を深めて頂くことを目指します。

PROGRAM -

詳細は裏面に記載

第1回 リスクアセスメントを実施する事業者(初心者)向けプログラム

ラベル・SDSの見方・活用方法、これから取り組む化学物質のリスクアセスメントなど

第2回 ラベル・SDSを提供する事業者向けプログラム

SDS制度及びGHS分類ガイダンスを活用したSDS・ラベル作成、GHS混合物分類 判定システム(NITE-Gmiccs)の使用方法など

第3回 リスクアセスメントを実施する事業者(一般)向けプログラム

ラベル·SDSの効果的な活用方法、事例を踏まえた効率的・実効的なリスクアセスメ ントの方法など

【全回共通】新たな化学物質規制に関する説明(厚生労働省)

お申し込み・詳細は、下記URLから!

https://www.mizuho-rt.co.jp/seminar/info/2022/sds-ra.html

- ・当日、聴講できなかった方々のために、後日、セミナー動画を配信予定です(厚生労働省ホームページよりご案内予定
- ・本セミナーは、厚生労働省からの事業委託を受けて、みずほリサーチ&テクノロジーズ㈱が実施します

プロクラム(予定) (最新の詳細情報は、前ページのお申込用URLをご確認ください)

第1回:リスクアセスメントを実施する事業者(初心者)向けプログラム(9/26)

/13 T	ш.	ラハフ Cハフ で人間 0 学来日 (15101日) 1月107日 フロ(5/20)
	講義①(共通)	「職場における化学物質管理等のあり方に関する検討会」を踏まえた新たな化学物質規制
		・ 労働安全衛生法の関係政省令の改正に関する説明
		講師:厚生労働省 担当官
	講義②	【初学者向け】ラベル・SDSの見方・活用方法
講義		SDS制度(安衛法、化管法)、SDSの読み方GHSの概要、GHS危険有害性情報の種類
		講師:SDS研究会 吉川治彦様
	講義③	これから取り組む化学物質のリスクアセスメント
講義		・ 化学物質のリスクアセスメントとは・ CREATE-SIMPLEを中心とした簡易なリスクアセスメント実施方法に関する紹介
		講師:みずほリサーチ&テクノロジーズ

第2回:ラベル·SDSを提供する事業者向けプログラム(10/3)

_	12	
		「職場における化学物質管理等のあり方に関する検討会」を踏まえた新たな化学物質規制
	講義① (共通)	• 労働安全衛生法の関係政省令の改正に関する説明
	() ())	講師:厚生労働省 担当官
		SDS制度及びGHS分類ガイダンスを活用したSDS・ラベル作成
	講義②	SDS制度(安衛法、化管法) についてGHS分類/SDS、ラベル作成時のチェックポイント等
		講師:SDS研究会 吉川治彦様
言構		GHS混合物分類判定システム(NITE-Gmiccs)の使用方法について
	講義③	NITE-Gmiccsの概要NITE-Gmiccsの使い方(デモンストレーション)
		講師:製品評価技術基盤機構(NITE) 正木啓仁様

第 3 同 · U 7 / 7 7 / 7 / 7 | 大字 佐 1 7 東 世 字 (一 帆) (1 0 / 1 7)

牙	33回:	リスクアセスメントを実施する事業者(一般)(10/17)
	-#.*	「職場における化学物質管理等のあり方に関する検討会」を踏まえた新たな化学物質規制
	講義① (共通)	• 労働安全衛生法の関係政省令の改正に関する説明
	() ()=)	講師:厚生労働省 担当官
	講義②	ラベル・SDSの効果的な活用方法
		効率的にSDSを更新・管理するための方法・仕組みに関する事例紹介や、定期的な確認が推奨される情報源等の紹介
		講師:SDS研究会 吉川治彦様
	講義③	【ステップアップ編】事例を踏まえた効率的・実効的なリスクアセスメントの方法
		 化学物質のリスクアセスメント事例の紹介 CREATE-SIMPLEを活用したスクリーニングから、実測法(簡易測定、個人ばく露測定等)、安衛研RA手法等へのステップアップ方法や、様々なリスクアセスメントツールの組合せ方について紹介
		講師:みずほリサーチ&テクノロジーズ